

令和7年度 東海村社会福祉協議会事業計画

第5次東海村地域福祉活動計画3年目

第4次東海村社会福祉協議会発展・強化計画3年目

運 営 方 針

本会は、社会福祉法によって「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられ、地域福祉における中核的な役割を担っており、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる地域社会づくりを推進することを使命としております。

また、本会の基本理念として「かけがえのない一人ひとりの想いと行動を紡ぐまちづくり」を掲げ、地域住民及び団体、福祉施設や企業などと連携・協働しながら、住民が積極的に福祉活動に参加できるような仕組みや機会を生み出し、複雑・多様化する地域生活課題の解決に取り組んでおります。

令和7年度は、第5次東海村地域福祉活動計画並びに第4次東海村社会福祉協議会発展・強化計画の3年目となります。それぞれの事業目標の達成に向けたこれまでの取り組みによって、どれだけの進展があったか、どのような課題が残っているのかをしっかりと把握し、得られた活動成果や現状を適切に評価します。その上で、現場の声をキャッチし反映させることで、より実践的な目標を設定し計画の見直しを図ってまいります。

引き続き、地域資源を活用しながら計画を効果的に運用し、地域住民のニーズの変化にも対応しつつ目標達成に向けて着実に推進し、さらなる福祉の向上を目指し取り組んでまいります。

重 点 目 標

1. 第5次東海村地域福祉活動計画

(1) 地域づくりと地域福祉人材マッチングの促進

地域づくりの推進にあたっては、地域に住む様々な住民(個人・団体)が、世代や領域を超えて交流し、つながりあえる場や機会の創出を目指していきます。

村内全域や自治会単位などの各生活圏域において、既存の地域活動や地域資源同士の連携促進を図りつつ、地域にまだない資源については新たに開発を行いながら、参画の場・機会をコーディネートします。プラットフォームモデルの形成にあたっては、既存団体のみに働きかけるのではなく、個人も対象にしながら、興味・関心ごとからつながる関係性づくりや、世代を越えた通いの場を提案していきます。

また、潜在的ボランティアや社会貢献活動を行う企業等の情報収集を引き続き行い、情報発信・コーディネート等を強化することで、これらの地域資源が地域活動に参画・協力できるよう調整を図ります。

(2) 参加支援の協働と場の拡充

参加支援では、支え手と受け手に分かれず誰もが役割を持ち、協働して参加できる機会づくりと福祉人材の発掘・育成による多様な社会参加や参加の機会(場)を生み出すために、地域住民や関係機関と連携した取り組みを行います。

令和7年度は、社会参加の場へ定着するための伴走支援ボランティアを拡充して

いきます。

また、誰もが役割を持ち、生きがいを実感できる参加の場を地域住民の理解、協力を得て充実させていきます。

福祉に関心を持った住民の想いを活動つなぐために、ボランティア・市民活動団体や企業と協働し、新たな活動者の発掘・育成を目的とした体験や出前講座を実施します。

(3) 誰ひとり取りこぼさない相談支援とアウトリーチ

重層的支援体制整備事業における多機関協働事業やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業も4年目となり、一定の効果が見え始めています。アウトリーチ活動については、令和5年度に報告書を取りまとめているますが、多機関協働事業等も含めた事業成果の振り返り及び今後の展望について、効果測定を行い報告書にまとめ関係機関と共有していきます。

また、平成30年度から継続して実施している行政職員対象研修や、コロナ禍でスタートしたLINE相談、「ほっとけないシート」についても、一度丁寧な振り返りを行い、今後より一層活用できる社会資源にするために必要に応じ改善を図ります。

2. 第4次東海村社会福祉協議会発展・強化計画

(1) 法人財源強化に向けた新たな基金設置と寄付受入の仕組み

令和6年度は、基金を活用した資産運用について、具体的内容を理事会・評議員会に報告して承認を得ました。令和7年度からは、本格的に運用が開始となるため、引き続き金融機関等から情報収集を行い収益が出せるように運用をしていきます。

財源については、現状の課題を整理し、補助・委託元との協議を進め、補助金・委託金のうち村社協運営に必要な資金の獲得を図ります。

また、寄付の賛同者が拡充するような、ホームページのリニューアルやマンソリーサポーター導入を検討したり、キャッシュレス募金の再検討を行い、ランニングコスト等を総合的に勘案して導入するか判断します。

総合福祉センターの運営については、新たな取組みや環境整備について、東海村と予算やスケジュール等の協議・検討をします。

(2) 長期的視点に立った人材の育成

「人材育成基本方針」の見直しを行い、“目指すべき組織像・職員像”の精査や各施策への評価を行い、長期的な視点を踏まえた今後5年間の方針として改定します。また、組織の方針と職員個人の意向を踏まえた人事管理調整の結果について、職員個人へフィードバックし、モチベーションの向上につながるような仕組みの導入を検討します。

「職員研修規程」に位置けられた研修体系については、職員の自己成長意欲やチャレンジングな姿勢をより引き出せるような内容とするための見直しを行います。

【第5次東海村地域福祉活動計画 実施計画】

1. 全ての住民が役割を持ち輝ける地域づくりの推進

(1) 社協が持つコーディネート機能を発揮し、地縁に基づく住民活動をはじめ、企業や福祉施設など地域で活躍する多様な方々が、分野・領域を越え、一体となれる地域を目指します。

事業 No.1 地区社会福祉協議会協働事業

事業概要	各小学校区を活動エリアとする地縁に基づくボランティア組織である6つの地区社協と協働し、住民主体による助け合いの地域づくりを推進しています。職員の地区支援担当制の下、行政と連携した財政的支援や運営支援、活動者の困りごとなどへの相談対応や連絡調整・地区社協同士の情報交換支援や、活動に役立つ情報提供などを行っています。
令和7年度目標	専門職・企業等の多分野との連携・協働を調査し、活動の拡大を図ります。
令和7年度推進方法	第2層協議体や住民座談会、協力員研修等の場を活用し、連携の在り方を考えます。

事業 No.2 有償サービス事業

事業概要	村内の住民が協力員として登録し、公共交通機関の利用が困難な方への移送サービス（はーとろーど）、一人暮らしの高齢者または障がい者などへの家事援助や施設での傾聴・見守り活動（はーとふる）、生後3~4ヶ月（首が座ってから）から小学校6年生までの児童のお預かりサービス（すくすく）を有償で実施しています。
令和7年度目標	地域版マッチングシステムの活用を検証し、有償サービスへの活用を模索します。
令和7年度推進方法	試行的運用期間内において、一部会員情報をモデルに検証を行います。

事業 No.3 生活困窮者等地域づくり事業

事業概要	世代や領域（障害や高齢，児童，生活困窮など）を越えて交流し，つながりあえる場（プラットフォーム）づくりを推進していく事業です。プラットフォームは“支える側”“支えられる側”という区別をせず，すべての住民が地域活動の主役として参画できる場であり，各地域にプラットフォームのような地域の居場所が根付くよう支援します。また，福祉教育による住民の意識醸成を通じ，差別や偏見のない，誰も排除しない地域づくりを目指していきます。
令和7年度目標	特定のテーマに興味・関心がある人を集め，定期的な活動につながるよう協議・支援し，プラットフォーム整備を行います。
令和7年度推進方法	テーマごとに興味・関心がある人を集め，関係性が深まる共通体験などを展開しながら，定期的な活動につなげていきます。

事業 No.4 フードドライブ推進事業

事業概要	児童扶養手当を受給している世帯や，生活福祉資金特例貸付等，経済的に困難を抱える世帯の方に対して「食」を通じた支援を行っています。フードロスマッチング事業（お店で売残ってしまう商品を専用のチケットで受け取ることができる事業），もぐもぐお届け便（寄付でいただいた野菜や食料品を届ける事業），フードパントリー，法外援護による食糧支援などの複数の事業を実施し，対象世帯の支援と寄付者とのつながりづくりを行います。
令和7年度目標	利用者からのニーズキャッチの機会を増やすための手法を検討します。
令和7年度推進方法	対面時の状況聞き取りやアンケート等，様々な手法を試行し，検証を行います。

（2）様々な世代や関係機関（企業等）が領域を超えて交流できる居場所づくりを充実させ，子どもから大人まで誰もがつながりを持てるような地域を目指します。

事業 No.5 ふれあい活動推進事業

事業概要	各地区社協や地区社協地域部会が主体となり，地域で暮らす高齢者等を対象に，コミセンや集会所を会場として，手作りの食事や交流を楽しむ「食事会」や「居場所づくり」等の事業を定期的に行うよう支援しています。地区社協活動者が無理なく活動を継続できるよう，側面的な支援や訪問による地域課題の把握，関係機関との連絡調整などを行っています。
令和7年度目標	住民同士のつながりづくりやニーズ把握をさまざまな方法で実施します。
令和7年度推進方法	「ほっとけないシート」や「総合相談窓口」のチラシ等を周知し，村社協につなぐ活動を行います。

事業 No.6 ふれあい・いきいきサロン事業

事業概要	ふれあい・いきいきサロンは、誰もが身近な場所で気軽に参加でき、地域交流・仲間づくりを行う場所です。村社協はサロンの運営や新規立ち上げに関する相談、サロン活動に役立つ研修会やサロン団体同士のつながりを深める交流会の企画、サロン情報紙や SNS などさまざまな媒体を利用した情報発信など、円滑にサロン活動が行えるように側面的な支援を行っています。
令和 7 年度目標	サロン活動に有益な情報を発信して、サロン活動の拡大・発展を促します。
令和 7 年度推進方法	サロン情報紙や SNS 等を活用しながら、サロン情報に拘らない市民活動情報を発信します。

事業 No.7 地域子育てサポート拠点

事業概要	子育て支援における地域交流や相談の拠点として、乳幼児・児童を中心に成長に合わせた健全な遊びを促進し、当事者同士が互いに交流できるよう支援します。また、日頃の活動の中で、地域ボランティア、学生ボランティアと協働し、特色を活かした活動を促すことにより、養育者が地域とつながりを感じながら子育てを楽しめる事業を開催します。
令和 7 年度目標	関係機関等の情報収集を強化し、子育てニーズに即した協力・参画を促します。
令和 7 年度推進方法	関係機関の事業や状況を把握し、センター情報を発信しながら協力を呼びかけます。

(3) 地域住民一人ひとりが役割を持ち、地域活動の主角として活動できるよう、社会資源を生かした多世代型の「福祉共育」を進めていき、地域づくりへの参加を推進します。

事業 No.8 福祉教育推進事業

事業概要	自治会や地区社協、村内小・中学校への「福祉体験出前講座」や「ふれあい福祉まつり」など、さまざまな住民との協働による事業を通じて、全世代型福祉教育を推進しています。また、それぞれの年齢層や興味関心度に沿った福祉教育の題材を提供していくことで、住民同士が共に支え合う福祉の心を育むための啓発を行っています。
令和 7 年度目標	他の機関が行っている全世代型福祉教育の実態の把握を行います。
令和 7 年度推進方法	コミュニティスクールや福祉教育推進校連絡会等の会議体を通じ、内容の把握を行います。

事業 No.9 赤い羽根共同募金事業

事業概要	<p>毎年、赤い羽根共同募金と歳末たすけあい募金を実施しています。この募金は、事前に使いみちや助成額、目標額を定め、計画的に行われる募金です。</p> <p>募金による助成には、市町村での活動を応援する助成と、市町村を越えた範囲での活動や先駆的な活動を応援する広域助成があります。</p>
令和7年度目標	新たな募金手法を展開し、募金運動の拡充を図ります。
令和7年度推進方法	現在の募金手法を精査するとともに新たな募金手法を実践します。

(4) 情報収集・発信機能を発揮し、社協のみでなく、他の機関が持つ地域のあらゆる社会資源の情報を共有していきます。併せて地域の様々な声(ニーズ)を汲み取り、村全域や地域単位において、活動とニーズがつながりやすい地域づくりを推進します。

事業 No.10 ボランティア・市民活動センター事業

事業概要	<p>村内にある地域団体や福祉施設・企業・NPO法人など、住民や地域をつなげるあらゆる社会資源の情報を収集し、個人や地域の課題や要望に合わせたボランティアコーディネートその他、地域ボランティアの相談窓口として、地域や世帯・個人などの生活ニーズの把握を行います。</p> <p>また、助成情報の収集・提供を行い、各団体などの活動を支援します。</p>
令和7年度目標	地域版マッチングシステムの内容を引き続き精査し、試行的運用に移します。
令和7年度推進方法	試行的運用期間内においては、組織内運用を中心にテストし、検証を行います。

事業 No.11 地域支え合い体制整備事業

事業概要	<p>地域にあるさまざまな資源をつなぎ、複雑多様化する地域課題に対応できる体制を整備していく事業です。調整役を担う「支え合いコーディネーター」を村圏域に配置し、サービスの担い手同士が集う協議体を圏域ごとに開催しながら、新たな地域資源開発の実現、担い手同士のネットワーク構築などについて協議・検討を行い、地域住民と専門職の連携による支え合いの仕組みを築きます。</p>
令和7年度目標	地域版マッチングシステムの活用を検証し、小地域支え合い活動への活用を模索します。
令和7年度推進方法	試行的運用期間内において、支え合い活動を実践する地区等をモデルに検証を行います。

2. 誰もが地域の中で生きがいを実感できる社会参加の機会と場の充実

(1) 今ある制度では対応が難しい状況にある人達が、地域とのつながりを通して明るい未来を思い描けるような社会参加の機会の創出に取り組んでいきます。

事業 No.12 参加支援事業

事業概要	ひきこもり者等個別性の高いニーズを持つ人の想いやその世帯が抱える課題を踏まえて、社会とのつながりをつくるための支援を行います。社会参加の場の土台となる地域のあらゆる社会資源を活用し、利用者のニーズに沿って多様な支援メニューを開発し支援プランを作成します。また、受入先等への訪問などを行い、対象者が新たな環境で居場所を見いだすためのフォローアップや伴走支援を行うサポーターの養成をしていきます。
令和7年度目標	伴走支援サポーターの活動内容を見直し、拡充を図ります。
令和7年度推進方法	伴走支援サポーターを対象とした学習会またはマニュアル等を作成します。

事業 No.13 学習支援事業

事業概要	生活保護世帯や生活困窮世帯に属する児童・生徒などを対象に、学校等と相互連携を図りながら、学習の学び直しの機会や食事・居場所の提供を行う場として、週1回の拠点型による学習支援事業を実施しています。利用者の調整やアセスメントを行うため、学習支援員を配置し、学習支援員と協働して養育者や世帯が抱える生活課題にアプローチするファミリーソーシャルワークを実践しています。
令和7年度目標	学習支援員やボランティアと協働して安定した事業ができるよう運営体制を整備します。
令和7年度推進方法	学習支援員やボランティアと共に社会情勢に合わせた事業ができるよう協議・検討します。

(2) ありのままの個性が尊重され、誰もが自分らしく社会生活ができるよう、地域住民や関係機関と連携しながら福祉サービスの充実を図ります。

事業 No.14 児童発達支援事業

事業概要	児童福祉法に基づき、発達に課題のある就学前の児童に対し、早期療育を行う通所事業所です。日常生活の自立支援や機能訓練を行ったり、遊びや学びの場を提供したりといった児童への支援を行っています。令和4年度からは週5日開所し、母子通所に加え、母子分離支援も取り入れ、児童の就園に向けた身辺自立と保護者の負担軽減も図っています。
令和7年度目標	幼稚園、こども園との連携を強化し、相互補完できる体制を整えます。
令和7年度推進方法	村内各幼稚園、こども園を訪問し、園と情報共有しながら、個別支援計画に反映させます。

事業 No.15 生活介護事業

事業概要	障害者総合支援法に基づき、常に介護が必要な在宅の障がい者に、入浴・排せつ・食事などの身体介護や専門職によるリハビリテーション・レクリエーション・創作的活動または生産的活動など各種サービスを提供することにより、地域で日常生活または社会生活を営むことが出来るよう支援します。
令和7年度目標	地域住民との関わりを通じ、利用者が楽しんで参加できる社会活動の機会を作ります。
令和7年度推進方法	ボランティアや地域住民と関わりながら利用者が楽しめる活動や取り組みに参加します。

(3) 支え手と受け手に分かれず、誰もが地域の中で役割を持って共に助け合う参加支援の場づくりと人材発掘・育成に取り組んでいきます。

事業 No.16 福祉活動者人材発掘・育成事業

事業概要	ボランティア活動に興味のある方がボランティア活動や地域活動をするきっかけとなるよう、ボランティア団体や地域団体、村内企業などと協働し、人材育成・発掘を目的とした体験や啓発を行います。また、福祉ニーズに合わせ、新たな活動者や団体の育成を目的とした各種ボランティア養成講座や「ふれあい福祉まつり」などの事業を開催します。
令和7年度目標	学生や若い世代がボランティア活動につながるような、メリットを検討・確立します。
令和7年度推進方法	活動証明書の発行など、ボランティア活動を行うメリットを検討します。

事業 No.17 情報保証サービス事業

事業概要	村内の視覚障がい者や目が見えにくい方を対象に、「広報とうかい」や「社協だより」などの点字・録音サービスを実施しています。また、視覚障がい者や目が見えにくい方、聴覚障がい者や、何らかの身体上の障がいにより、情報を得にくい方に対して、広報以外の冊子（取扱い説明書や小説など）の点字・録音サービスやパソコンやスマートフォンなどのメディアを使用した情報提供サービスも実施しています。
令和7年度目標	利用者が新たに導入されたメディア等を使用して、自ら情報を取得できるように支援します。
令和7年度推進方法	障がい者が自ら情報を取得できるように、学べる機会を提供します。

3.多様な地域生活課題に応える包括的な相談支援とアウトリーチの推進

(1) どんな困りごとでも取りこぼさず受け止め、複合的な課題については多機関と連携・協働し解決に向けた支援を行います。

事業 No.18 多機関協働事業

事業概要	あらゆる生活上での心配ごとや困りごとについて相談に応じます。複雑化・複合化した支援ニーズのある方(世帯)に対しては、配置する相談支援包括化推進員が中心となり、支援機関の抱える課題の把握、支援機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、全体の調整を行います。社会情勢の変化に合わせて地域生活課題や個別ニーズをアセスメントし、社会資源の開発を検討します。
令和7年度目標	村社協内において各セクションが常に連携し、解決に向けた支援を展開できるようにします。
令和7年度推進方法	村社協職員が横断的に連携できるよう相談受付様式を活用し、相談支援技術を向上させます。

事業 No.19 生活資金自立相談支援事業

事業概要	複雑化・複合化した課題を抱えている個人・世帯に対して、家計状況や滞納状況などの生活課題に応じ、小口資金貸付事業や生活福祉資金貸付事業、家計管理などの生活再建に向けた家計相談支援事業、生活困窮者の早期発見、生活困窮者自立支援事業へのつなぎ等を行う福祉事務所未設置町村相談事業を実施していきます。実施にあたり、対象者との信頼関係構築を図り、必要に応じて関係機関や他制度を活用しながら包括的な支援を行います。
令和7年度目標	潜在的ニーズを抱える世帯に対し、アプローチができるよう関係機関と連携を強化します。
令和7年度推進方法	東海村水道課、税務課等と連携し、チラシを配布し事業の周知を行い支援につなげます。

(2) 住民による気づきの視点や専門職の発見力を活かし、本人の気持ちに寄り沿ったアウトリーチを拡充します。

事業 No.20 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

事業概要	要保護児童対策地域協議会等や行政等との連携を通じて、地域生活課題にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える方を把握します。また、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない方や、支援につながることに拒否的な方へ支援を届けるために、相談者と信頼関係の構築に向けて働きかけながらプランを作成します。
令和7年度目標	社会資源を通じ、支援を必要としている方の情報を共有できるネットワークを構築します。
令和7年度推進方法	地域住民や関係機関との話し合いの場を設け、情報共有の方法について検討します。

事業 No.21 デマンド交通運営事業

※令和7年度から東海村駅構内ハイヤー組合に事業移管

事業 No.22 きれい！スッキリ！年末ごみ出しお助け隊

事業概要	歳末たすけあい事業の一環として、粗大ごみなどの搬出が困難なひとり暮らしの高齢者世帯や、高齢者のみの世帯にごみ回収業者と職員が自宅を訪問して、粗大ごみなどの回収を行っています。また、訪問時に対象者への聞き取り調査を行い、生活課題を把握した際は、関係機関と連携し解決に向けて支援を行っています。
令和7年度目標	地域支援が継続できるよう、利用者と地域住民へのフォローアップ体制を構築します。
令和7年度推進方法	定期的にフォローアップできるよう、地域資源につないだ方をリスト化します。

(3) 専門性の高い相談支援体制を強化するとともに、地域を基盤とした伴走支援を展開します。

事業 No.23 子育て支援事業

事業概要	親子が楽しく遊べる場を提供するとともに、季節や年齢に合わせた「リズム遊び」「制作」「イベント」や「読み聞かせ」、小学生を対象とした「講座」などを行っています。また、子育ての不安や悩みを抱える養育者に対して、主任児童委員、子育て支援コーディネーター、関係機関などの協力を得ながら、個別の相談に応じています。
令和7年度目標	子育て世代のニーズに沿った事業内容、支援方法、相談への対応を検討します。
令和7年度推進方法	利用者に合わせた支援方法、相談への対応、関係機関と連携事業について協議します。

事業 No.24 計画相談支援・障害児相談支援事業

事業概要	児童福祉法及び障害者総合支援法に基づき、障がい児・障害者の抱える悩みや相談に応じ、可能な限り住み慣れた地域での生活や社会生活を営むための支援を受けられるようにサービス利用計画を作成します。
令和7年度目標	利用者の支援に関する課題を事例検討し利用者の希望に沿ったプランを作成します。
令和7年度推進方法	障がいの特性に合ったサービス事業所を新たに開拓し、利用者の順応性を確認します。

事業 No.25 居宅介護支援事業

事業概要	介護保険制度において、介護を必要とする方が在宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャーが心身の状況や生活環境、本人・家族の希望に沿ってケアプランを作成します。また、ケアプランに位置付けたサービスを提供する事業所と連携・調整を行います。
令和7年度目標	重層的支援会議を通じて、連携を強化し、関係者との情報共有の体制づくりを深めます。
令和7年度推進方法	重層的支援会議と連携し、役割の明確化、個別支援ケースの検討、課題解決を図ります。

- (4) その人らしい^{しま}終いを迎える日まで、住み慣れた地域で生活できるよう、住民とともに権利擁護を推進します。多様なネットワークを紡ぎ、地域住民とともに築く支え合いの仕組みづくりや社会資源を創出します。

事業 No.26 地域生活安心サポート事業

事業概要	認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力に課題があり、親族からの支援を得られない方が、地域で安心した生活を送れるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用してサポートしています。また、利用者の相談に応じ、福祉サービスの利用相談や日常的な金銭管理などの支援を行っています。さらには、日常生活自立支援事業や成年後見制度に関する相談・啓発活動を行うことで、事業・制度の理解や利用促進を図ります。
令和7年度目標	活動者のフォローアップを強化し、疑問や悩みを相談できる体制を構築します。
令和7年度推進方法	関係機関と連携し、活動者が参加できる相談会を開催します。

事業 No.27 とうかい・ライフエンディングサポート事業

事業概要	東海村内に居住する身寄りがなく支援が必要な高齢者等もしくは将来支援が必要となることが見込まれる高齢者等に対して、将来の生活に対する不安や希望を聞き取り、あらかじめ支援契約をすることで、将来起こりうる生活上の支障に備え、見守りサービス、入院・入所等支援サービス、権利擁護・介護・生活支援サービス、死後事務等サービスを一体的に実施します。
令和7年度目標	事業の安定運営と内部統制を図ることで信頼性を高め、事業を着実に推進します。
令和7年度推進方法	事業運営財源の安定的な確保と預託金等の金銭管理機能・監査体制を確立します。

【第4次東海村社会福祉協議会発展・強化計画 実施計画】

I 住民の理解と協力に基づく透明性の高い組織運営と長期的視点にたった人材の育成

- (1) 理事会・評議員会や各種委員会へ住民の参画を得て、福祉ニーズを吸い上げながら住民主体での地域福祉活動を推進します。

事業 No.28 理事会・評議員会の運営

事業概要	理事会は村社協の事業方針や事業計画などの重要事項について、検討・協議を行う執行機関であり、評議員会は理事会にて検討・協議された村社協の事業方針や事業計画の決定、役員などの選任・解任等の重要な事項について議決を行う機関です。いずれも村内社会福祉施設の代表者や住民代表で構成され、地域の意見を社協活動に反映することを最重視しています。
令和7年度目標	理事・監事・評議員の改選に際し、ここまでの運営方法について評価し、必要に応じて改善します。
令和7年度推進方法	理事・監事・評議員へのアンケートまたはヒアリング調査により、これまでの評価分析を行います。

事業 No.29 東海村地域福祉活動計画の策定・推進

事業概要	第5次地域福祉活動計画は、村社協の運営理念を実現するため、地域の課題や目標、具体的な推進方法等を住民と共にまとめた地域福祉の道しるべとなる行動計画です。包括的な支援体制の整備を考慮し、地域福祉として取り組む方向性を整理しています。住民や専門職、関係機関で構成する計画推進委員会を組織し、現計画の進捗確認や地域課題の共有を図りながら次計画の策定を行います。
令和7年度目標	1～3年目の効果測定を行い、各事業の目標設定や推進方法等の見直しを行います。
令和7年度推進方法	見直しに係る作業チームを立ち上げ、推進委員会と連携を図りながら実施していきます。

(2) 福祉の専門性と広い視野を持った人材を育成するとともに、地域生活課題に対応でき、新たな社会資源の開発に挑戦する人づくり、組織づくりを行います。

事業 No.30 職員人材育成事業

事業概要	「人材育成基本方針」に基づき、職員研修や人事評価制度等を実施しています。職員研修では、年度当初に組織と職員個人のニーズをふまえた職員研修計画を策定し、OJT（職場内研修）・OFF-JT（職場外研修）・SDS（自己啓発支援制度）を一体的に推進しています。人事評価制度では、年3回の面談（年度目標設定・中間フォロー・年度評価）を通じ、職員の能力を引き出すとともに、上司・部下のコミュニケーションの活性化を図っています。
令和7年度目標	「人材育成基本方針」を長期的な視点で捉え、今後5年間の方針として改定します。
令和7年度推進方法	「人材育成基本方針」の各施策への評価や内容の精査による見直しを実施します。

(3) あらゆる広報媒体を活用した情報発信により、全世代の住民へ広く情報を届け、福祉意識の醸成を図るとともに福祉活動への参画を得ていきます。

事業 No.31 広報啓発推進事業

事業概要	地域住民の方に村社協事業及び地域福祉活動への理解と参加を促すため、広報紙やホームページを通じて広報活動をしています。村社協職員による広報委員会で、広報紙である「社協だよりとうかい」を年4回発行し、また、東海村社会福祉協議会のホームページに加え、facebook, Twitter, Instagram, youtube, 2つの公式LINEを管理しています。
令和7年度目標	広報手段に関する住民ニーズ調査を実施し、分析します。
令和7年度推進方法	アンケートの他、村社協主催の事業参加者や地域の集会等で、ニーズ調査を実施します。

事業 No.32 社協会員制度

事業概要	村社協活動の趣旨に賛同いただける個人・団体から会費を募り、地域福祉を推進するためのさまざまな事業や経費に充てることで、住民とともに社協を運営する制度です。個人を対象者とした「普通会員」「特別会員」と、団体を対象とした「法人会員」に分類しています。
令和7年度目標	他市町村社協の社協会員制度を調査し、村社協の会員制度のあり方について検討します。
令和7年度推進方法	会費の使途等のあり方について協議し、住民から理解が得られる会員制度に改善します。

(4) 安定した財源の確保と管理を行い、財政基盤の強化を図るとともに、透明性の高い運用を行います。

事業 No.33 善意銀行運営事業

事業概要	住民の善意により寄せられる物品と金銭の寄付を受け付ける事業です。いただいた寄付金は、子どもの貧困の連鎖の防止等に役立てる「とうかい明日への架け橋基金」、地域福祉の向上のために役立てる「福祉推進基金」、村社協の運営に活用する「とうかい未来積立金」に振り分けて活用します。物品は、村社協事業や村内福祉施設で活用を図るほか、一部資金化して活用する場合があります。
令和7年度目標	新たな寄付者等にアプローチし、賛同者を増やします。
令和7年度推進方法	ホームページのリニューアルやマンスリーサポーター制度の導入を検討します。

事業 No.34 法人財源運用管理

事業概要	村社協の財源は、自主財源として会費・寄付金・共同募金配分金・介護保険収入などがあり、収入・公的財源としては補助金・受託金を主な財源としています。 自主財源の寄付金は、各基金に積立て、必要に応じて取崩し地域福祉活動や地域生活課題の解決のための取組みに使用しています。また、公的財源としての多くは村からの補助金・委託金であり、村との連携も必須です。
令和7年度目標	補助・委託元との協議を進め、補助金・委託金のうち村社協運営に必要な資金を獲得します。
令和7年度推進方法	現状の課題の整理を行い、補助元、委託元と戦略的に交渉します。

II 社協の強みとネットワークを生かした住民とともに築く福祉拠点の充実

(1) 社協らしさを発揮した総合福祉センターの管理を行うとともに、地域活動やボランティア活動が「つながり」「広がる」福祉拠点としての環境整備や機能の拡充を図ります。

事業 No.35 総合福祉センター管理運営事業

事業概要	東海村から総合福祉センター（以下「福祉センター」）の指定管理を受けており、利用者が安全に施設を利用できるよう適切な施設管理を行います。また、アフターコロナを見据えた福祉センターの施設運営の確立を目指すとともに、福祉拠点として住民が安全・安心を感じられる場所、ボランティアや団体等の活動を通してネットワークが広がる場所になるよう、住民・利用者の意見やニーズを把握しながら、環境整備や機能の拡充を進めます。
令和7年度目標	新たな仕組みや環境整備について、予算やスケジュールについて協議します。
令和7年度推進方法	新たな仕組みや環境整備案を確定し、東海村役場と予算やスケジュール等の協議をします。

(2) 助け合い活動やボランティアを生かした災害ボランティアセンターの運営や住民の安全が確保できる福祉避難所の運営を支援するため、設置・運営訓練の実施や施設の環境整備を進めていきます。

事業 No.36 災害時対応体制整備事業

事業概要	本会は、地震や台風・水害などの災害が発生した際の対応として、災害ボランティアのコーディネートを行う「災害ボランティアセンター（以下「災害ボラセン」）」の機能と、福祉センターとして東海村が設置する乳幼児や妊産婦、障がい児・者、基礎疾患がある方など、福祉的な配慮を要する方の「福祉避難所」の運営補助機能があります。災害時に迅速に対応できるよう社協内部及び避難所設置の主管である東海村と情報共有し体制を随時整備します。
令和7年度目標	BCPを作成し、災害ボラセン並びに福祉避難所の合同訓練の調整・計画を立てます。
令和7年度推進方法	訓練の実施を基にBCPの検討・策定並びに合同訓練の企画案を作成します。